

令和3年度第1回三種町情報公開・個人情報保護審査会会議録

日時 令和3年6月24日（木）

午後1時25分～午後2時16分

場所 三種町役場本庁 第3会議室

出席者

審査会	会長	大庭	秀俊
	委員（会長職務代理者）	小玉	陽三
	委員	成田	隆道
	委員	櫻田	悦郎
	委員	渡部	整悦
	委員	田中	誠一
事務局	総務課長	石井	靖紀
	総務課課長補佐	三浦	保
	総務課行政係長	石井	忍
	総務課行政係主任	田村	慎一

会議の記録

午後1時25分 開会

石井課長 大変お忙しい中御参集いただき、ありがとうございます。

只今から、令和3年度第1回三種町情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。

事務局の体制ですが、昨年度と変わりありませんので、今年度も引き続きよろしく願いいたします。

本日は、死者に関する情報の開示請求の取扱いについて、審議を予定しております。前回の答申を踏まえた、改めての諮問ということで、御審議の程よろしく願いいたします。

それでは、議事に入る前に、会長から一言いただきたいと思います。大庭会長、よろしくお願いします。

大庭会長 皆様お疲れ様です。

今年度最初の審査会ということで、昨年度、答申を出した案件の続きとなっています。基本的には妥当だという形で答申しておりましたが、手続上、更に精緻化した方が良いのではないかとということで、本日審議していただくことになります。よろしくお願いします。

石井課長 ありがとうございました。

ここからは大庭会長に進行をお願いします。

大庭会長 それでは、本日の諮問案件、死者に関する情報の開示請求の取扱いについてですけれども、先ほども申し上げたとおり、基本的には妥当という旨で答申を出しておりました。ただ、判断基準などを類型化しておいた方が良いのではということで、今回、再度諮問を受けています。事務局から説明をお願いします。

田村主任 はい。諮問第18号、死者に関する情報の開示請求の取扱いについて、御説明します。議案は3ページです。死者に関する情報の開示請求の取扱いについて、具体的な運用に関する事項を定めるに当たり、審査会に意見を求めるということで、前回の審査会で答申を出した諮問第17号の続きの案件でございます。参考としてお配りした、前回の答申を御覧ください。

諮問第17号は、死者に関する情報の開示請求に関する基本的な考え方に関する諮問案件として、相続した財産に関する情報や、亡くなった未成年の子の情報などは、現に生存する相続人や親の個人情報に含めるという基本方針について、妥当との答申を行っています。

一方で、諮問内容が抽象的過ぎる、開示が見込まれる文書を類型化するなどして、運用についてもう少し具体的な基準を設けるべきではないかという意見がありましたので、その旨を答申の附帯意見としておりました。今回の諮問第18号は、それを踏まえての諮問ということでございます。

資料番号、諮第18-1を御覧ください。各所属にヒアリングを行い、開示請求の対象となることが見込まれる死者の情報が記載された文書等を取りまとめたものでございます。各種公共事業における土地に関する契約書、補助金の交付決定等に関する文書、国民健康保険や介護保険の給付に関する文書、介護認定に関する文書、農地契約に関する文書、学校の生徒記録など、他にも色々ありそうですが、これくらい挙げてあれば、基準としてある程度役割を果たせるのではないかと考えております。この表ですが、個人情報保護事務の手引きに盛り込んで、判断基準の一つとするとともに、職員に周知を図りたいと思っております。

大庭会長 諮第18-1に関しまして、御質問等ありますでしょうか。あくまで例ということなので、ここに載っていないものは開示しないというわけではないという事です。質問が無いようですので、諮第18-2について説明をお願いします。

田村主任 続きまして、諮第18-2と18-3も一緒に御覧ください。18-2が、死者情報の開示請求に関する事項等を個人情報保護事務取扱要領にすり込ませる改正案の新旧対照表で、18-3がその説明資料です。

第10条開示請求書の受付に、対象となる情報、請求に必要な書類など、死者情報の開示請求に関する事項を追加し、それに合わせて、別表、様式を追加しています。

それと、番号法の改正や、押印廃止に関する改正も併せて行うこととしております。28条と30条が該当部分ですが、若干の訂正を加えております。特定個人情報の所管が総務省からデジタル庁に変わるということで、報告先が総務大臣から内閣総理大臣に訂正しています。また引用する法律も変わり条ズレ

がありましたのでこちらも改正しております。

大庭会長 若干別表に誤字があったため私から指摘しましたが、他に何か意見、御質問ありますでしょうか。

小玉委員 開示請求の手続ですが、郵送の場合の取扱とか要件とかはどうなるのか。

田村主任 死者情報であっても通常の開示請求であっても、基本は窓口申請ではありませんが、郵送の場合、身分証明書のコピーを添付いただいで確認がとれれば手続可能です。

小玉委員 相続人が確定していない場合はどうなるのか。

田村主任 まだ誰の財産になるか帰属が定まっておらず、相続にあたって情報を集めているといった状況が考えられますが、その場合は相続権のある全員に請求を認める形になると想定しています。

小玉委員 秋田県の取扱では配偶者が最初で、配偶者がいない場合には～という書きぶりになっているようだが。

田村主任 『死者の』と言いつつあくまで現に生存している個人の情報として開示するという解釈なので、そこに優先順位を付けるのは好ましくないと考えています。制度の趣旨からしましても、それぞれの方に請求権を認める方が良いのかなと思っています。

大庭会長 相続人であるという地位は、通常相続放棄等の手続をとらない限り資格を失うという事はないので、戸籍上相続人であるという確認ができれば認めて良いと思います。その方が遺産分割の中で持ち分を求めるか放棄するかはまた別の問題なので、明らかに相続放棄済みであるとかでなければ、戸籍上の証明だけで十分だと思います。

小玉委員 法定代理人についての記載も無いようだが。

大庭会長 相続人の方に成年後見人が付いている場合を想定されていると思いますけど、請求権は相続人の方であって、記載が無くても法定代理権の行使は当然認められるという事になるかと思います。

小玉委員 財産相続はトラブルになりかねない場合もあると思う。

大庭会長 かなり複雑な相続関係の場合は、慎重に進める必要があると思います。他に御質問はないでしょうか。

田村主任 では諮問第18号について原案どおり答申を出してよろしいでしょうか。

大庭会長 はい、お願いします。次に報告事項があるようですのでお願いします。

田村主任 昨年度の情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について、御報告します。議案の4ページを御覧ください。

まず、情報公開制度です。公開請求は、町長部局が1件、教育委員会が1件、計2件ございました。これに対し不存在による非公開として2件、決定を行っています。審査請求は行われておりません。

続いて、個人情報保護制度です。開示請求は1件ございました。これに対し全部開示1件、決定を行っています。訂正、利用訂正請求、審査請求、苦情の申し出は特にございませんでした。

公開請求は町議会議員の方からの請求です。個人情報の方は採用試験結果の

開示請求です。

大庭会長 報告事項に関して特にありますでしょうか。よろしいでしょうか。では続いてその他についてお願いします。

田村主任 その他ということで、個人情報保護法の改正と今後の対応について、5ページを御覧下さい。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が可決され、5月19日に公布されております。社会情勢等の変化を背景にデジタル社会の形成を強力に推進するため制定されたものです。

資料に概要を記載しておりますが、国、民間、地方自治体でそれぞれ異なる法律、条例に基づいていた個人情報保護のルールを一本化するということです。また所管についても個人情報保護委員会に一本化されます。

当町の保護条例はスタンダードな内容ですので、改正法の中身を見る限り劇的に変わる事はなさそうですが、細かい部分の対応は必要になってくるかと思っています。

基本的には保護法にのっとなっていきますが、法律の範囲内で独自措置が必要なものは条例で規定できるとなっています。

以前の審査会で匿名加工情報について当町では導入を見送った経緯がございました。需要があるかは分かりませんが、法改正後は制度上は導入しなければならないとなっております。

今後の対応ですが、例規の整備が必要となりますので、審査会の皆さまから御意見頂きながら進めていきたいと思っております。またマニュアル等の整備や職員研修の実施などを通して、改正法に対して適切な運用体制を確立していかなければいけないと考えております。

大庭会長 何か御意見等ございますでしょうか。匿名加工情報の取扱いについて、今県内でも上小阿仁村など過疎地域で社会実験が行われているのをご存じかと思いますが、今後匿名加工情報をきちんと取扱いできるかどうか、もしかしたら企業誘致等に関わってくるかもしれない、うちにはビッグデータは無いから関係ないという話ではなくなってきたのかなというのが最近の私の認識です。

地方公共団体で定める独自措置というのはどのようなのを想定しているのでしょうか。

田村主任 国で想定しているのはいわゆるLGBTとか、市町村が独自に認めているパートナーシップ制度等のようです。今のところ当町では独自措置にあたるものは特に思い当たるのは無いですが、今後必要に応じて検討していきたいと考えています。

各委員 (意見交換)

大庭会長 ほかにございませんかね。では令和3年度第1回審査会を終了いたします。ありがとうございました。

午後2時16分 閉会

会議録確定 令和3年7月15日

三種町情報公開・個人情報保護審査会

会 長